

◎新潟県告示第848号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和8年10月30日

新潟県知事 花 角 英 世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
長岡市中条北252番	田	4,562
長岡市中条南252番	田	9,389
長岡市中条南262番2	田	3,809

2 利用権の内容

水稻栽培

3 利用権の始期及び存続期間

令和9年3月

5年

4 貸借に相当する補償金の額

883,120円

5 補償金の支払い方法

利用権の始期までに新潟地方法務局長岡支局に補償金を供託する。